

<協議資料>

原子力事業者防災業務計画の修正について（案）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所

主な修正のポイント

1. 放射線測定設備の一部について、検出部等を変更したこと（平成 28 年 3 月 31 日）に伴う修正は、以下のとおりです。
 - （1）変更した放射線測定設備の測定範囲に係る記載の変更
「別図－4 サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備」及び「別表－6 放射線測定設備」について、変更した放射線測定設備（全 10 式のうち 6 式）に係る測定レンジの記載を変更します。
2. 原子炉等規制法関係規則の一部改正（緊急作業に係る実効線量限度の変更等）を受け、実効線量限度を 250mSv とする緊急作業に従事するための放射線業務従事者 50 名を、原子力防災要員として新たに置いたこと（平成 28 年 4 月 1 日）に伴う修正は、以下のとおりです。
 - （1）新たに置いた原子力防災要員に係る記載の追加
「別表－4 原子力防災要員の職務」について、新たに置いた原子力防災要員に係る記載を追加します。
 - （2）新たに備え付けた原子力防災資機材に係る記載の追加
「別図－5 原子力災害対策活動で使用する施設、設備、資機材保管場所」及び「別表－7 原子力防災資機材」について、新たに置いた原子力防災要員のために備え付けた原子力防災資機材に係る記載を追加します。
3. 機構本部に組織される原子力防災組織の見直し（平成 29 年 3 月予定）に伴う修正は、以下のとおりです。
 - （1）機構対策本部組織の見直しに係る記載の変更
「別図－2 機構の防災体制及び機構対策本部組織」について、機構対策本部（機構本部に組織される原子力防災組織）に係る記載を変更します。
4. 平成 28 年 3 月 25 日（直近の修正）以降に生じた軽易な修正として「読み替え表」を提出した、事務的な内容の変更に伴う修正は、以下のとおりです。
 - （1）茨城地方放射線モニタリング対策官事務所の設置に伴う通報連絡先機関の追加
「別図－3 通報連絡体制（機構外関係機関）」について、「茨城地方放射線モニタリング対策官事務所（茨城地方放射線モニタリング対策官）」を新たな通報連絡先機関として追加します。
（平成 28 年 4 月 7 日付け読み替え表提出。）

上述に加え、誤記の修正や表記の見直しといった記載の適正化その他の所要の見直しを行います。

詳細を、新旧対照表に示します。

以上